

香樹院の草創と江戸期の大運寺

川 口 高 風

一、香樹院の草創と歴住の活動

大運寺（名古屋市瑞穂区十六町）の草創は、十一世素朴玄暉が昭和十九年九月に現在地へ移転した本堂の棟札に、

天文二年八月香山潢公和尚大悲山香樹院ヲ建立セシモ
建築物ノ記録不明也

後チ正徳二壬辰年香樹院三世龍源香澤和尚ノ時當本堂
ヲ建立ス（本堂ノ梁ニ僅カニ記シアリキ）

と略歴を記している。

これによれば、天文二年（一五三三）八月に香山潢公が建立したもので、初め大悲山香樹院と称した。ただし、当時の建物などに関する記録は不明である。その後、正徳二

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

年（一七一二）に三世龍源香澤が本堂を建立しており、本堂の梁に僅かであるが、そのことが記されていたようである。したがって、昭和三十四年九月の伊勢湾台風で倒壊した大運寺の旧本堂が香澤の建立した本堂であった。

このようにみると、実質の草創開山は香山潢公であるが、香山は師である法持寺（名古屋市中村区白鳥）三世の月洲瑞香を迎えたのである。香山は天文十年（一五四一）に創建された法持寺塔頭の太虚院^①の住持であり、香樹院を開くまでは太虚院にいたものと思われ、師の月洲を勧請したのである。

さて、香山は光明院（名古屋市中村区名駅）の平僧地時代の二世でもある。光明院は「由緒書」^②によると大永年中

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

（二五二―二七）に香林宗尊が清須（現在の清須市）に開創した寺院で、香樹院と同じく法持寺三世月洲瑞香が開山に勧請されている。二世は香山（マユ）真公になっているところから、開創の香林宗尊も月洲瑞香の弟子と思われ、香林宗尊と香山真（漢）公は兄弟弟子であったと推測される。

したがって、香樹院も光明院と同じ清須に所在した寺院と考えられ、清須越の寺院であった。安藤准成『名古屋名城寺院宝鑑』（大正四年四月 名古屋案内新聞社）所収の「名古屋市寺院設立年度一覧表」によれば、慶長九年（一六〇四）から同十八年（一六一三）の間に香樹院も光明院も名古屋城下へ移転してきているのである。ただし、清須時代に所在した場所は、両寺とも明らかにならない。

草創開山月洲は、その他に洞仙寺（名古屋市中区伊勢山）の草創開山でもある。洞仙寺の草創は尾張守護斯波義健の嫡男千代松丸（永正二年（一五〇五）七月六日没）が出家して玉泉玄珠と称した。その玉泉が文明十二年（一四八〇）に一字を建立して玉泉庵と称したが、明応年間（一四九二―一五〇一）に無本寺の寺院は許されない触が出たことにより、二代喜翁秀頓は法持寺に依頼しその末寺と

なっている。当時の法持寺住持が月洲であったところから開山に迎えたものと思われる。寛文七年（一六六七）には現在の瑞雲山洞仙寺と改められたが、平僧地であったところから蜜伝心宗（安永九年（一七八〇）四月十五日示寂）が法地となして庫院を建立した。³

このように月洲は香樹院、光明院、洞仙寺に迎えられて開山となっているが、法持寺における行歴は明らかにならない。光明院の位牌には、

（表）勅賜義伝禪師法持三世當院開山月洲香大和尚
（裏）天文十三^甲辰 四月廿三日

とある。天文十三年（一五四四）四月二十三日に示寂しており、義伝禪師号を勅賜されている。⁴成福寺（名古屋市区瑠璃光町）蔵「法持寺世代示寂年月日」には天文三年（一五三四）示寂となっているが、これは（十）が抜けたものと思われる。

光明院の「寛」⁵によれば、

愛知郡熱田法持寺末

同郡広井村

禪曹洞宗

光明院

開山 月洲和尚

一年月相知不申
誰和尚嗣法弟子之儀相知不申
本寺法持寺より當寺え勸請

一天文十三辰年四月 右法持寺にて病死

とあり、法持寺において病気で示寂した。また、香林、香山についても

二代目 宗 尊 和 尚

一年月相知不申
何寺より住職誰和尚嗣
法弟子之儀相知不申

一天正六寅年八月 病死

平僧初住 寅 公

一年月相知不申
何寺より住職誰和尚
尚弟子之儀相知不申
一年号月相知不申 病死二付退院

とあり、光明院の開創(二代目)香林宗尊は天正六年(一五七八)八月に病死している。さらに、香山寅公は(平僧初住)二世になっており、病死で退院とあるが、行歴は明らかにならない。しかし、大運寺の「過去帳」には、慶長十五年(一六一〇)正月二十六日に示寂したとある。

長楽寺(名古屋市南区呼続)の世代は二世義山華嚴、三世義伝月洲である。二世義山の位牌には、

香樹院の草創と江戸期の大運寺(川口)

(表) 前永平當寺二世義山華嚴大和尚

(裏) 大永七丁亥 天十二月十九日示寂

世寿九十

とあり、大永七年(一五二七)に示寂している。三世義山の位牌は存在しないため詳しいことは明らかにならないが、義伝月洲と月洲瑞香は同時代のため同一人物ではなからうか。勅賜禪師号の義伝と号の月洲が合併して号諱になったように思われ、それがいつ頃であったか、また、異人であったかなどは明らかでない。同一人物ならば、円通寺(名古屋市熱田区神宮)の輪番を務めている。

香樹院が清須越で名古屋へ来た頃の住持は、慶長十五年(一六一〇)に示寂した香山潢公であろうか。香山は実質の開山、初代であったが、大運寺の世代帳では「前住」になっており、世代ではない。開山月洲の後の二世は、心巖春公(光)である。ただし、別の「過去帳」では香山と同じ「前住」となっており、世代には入っていない。天正元年(一五七三)十二月二十六日に示寂しているが、「過去帳」の干支は「甲申」とあるところから、天正十二年(一五八四)かもしれない。なお、心巖の行歴についてもまっ

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

たく明らかにならない。

慶長遷府により南寺町（石伐町、白川町）へ移転した香樹院は、三世龍源香澤が本堂、客殿、庫裡などを建立し什物も揃えた。その頃の戒名などを書写した「過去帳」がある。それには元和元年（一六一五）十月二十日に亡くなった堀藤左衛門家の女性の戒名が最初に記されており、続いて正保三年（一六四四）、慶安五年（一六五二）、明暦二年（一六五六）、万治二年（一六五九）の亡者の命日と戒名が記されている。堀切町の堀藤左衛門家と林六左衛門家が中心の檀徒のようであり、その他、荻原、小川、藤井、小松原、古瀬、志村氏の名もあり、堀切町、広井村、納屋町、永安寺町、桜之町、萬松寺村、伝馬町、日置村に居住していた人である。そのため香樹院の近隣に住んでいた人が中心と思われるが、清須越で来名した人かは不詳である。

元禄七年（一六九四）閏五月に寺社奉行所へ出した「書上之覚」⁽⁷⁾には、

書上之覚

一 當院者熱田白鳥法持寺三代月洲和尚開闢之地にて、

則法持寺寺中太虚院先住香山と申僧取立之寺にて御

座候、寺開闢之年代は天文年中に而百五十年餘に罷

成、御除地にて御座候

本尊釈迦座像元禄八年亥二月四日に披露濟

右之外由緒什物何にても無御座候、以上

元禄七年

熱田法持寺末寺

戊閏五月

大悲山 香樹院印

寺社御奉行所

とあり、翌八年二月四日に本尊の釈迦座像を点眼し披露することをいっている。さらに宝永三年（一七〇六）十一月には、「過去帳」を新しく備えており、奥書には、

大悲山香樹院現住香澤代新之

于時宝永三丙戌季十一月吉旦

と記している。同六年（一七〇九）には、末永勝時の画いた大涅槃図を廣井村の林六左衛門の父と林六右衛門の母の菩提供養のために寄附された。その裏書には、

大悲山香樹院什物

宝永六己丑歳

二月吉祥日

當院三世

龍源香澤代

天巖臨長居士

為両靈菩提

圓通妙證大師

寄附

廣井口贊

と記されている。正徳二年（一七一二）には本堂を建立したが、客殿、庫裡も建立されたようで、九月には庫裡に韋駄天を祀った。韋駄天像の裏の銘に、

正徳二 壬辰 曆九月大吉祥日

とある。このように三世香澤は、香樹院の伽藍建立や什具を備えたことから「中興」の称号がついている。在住二十七年間、世寿五十五歳で享保四年（一七一九）四月十五日に示寂した。

香樹院が草創された地はどこであったろうか。はたして清須越であったであろうか。本稿を執筆中にその問題が出

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

てきた。昭和十五年七月に白川町から移転する白川群寺院十九ヶ寺の「陳情書」には、

名古屋城開府ト時ヲ同ジフシテ清州ヨリ移転セル我等

十九ヶ寺院集団ハ……

とあり、大運寺（香樹院）を始め十九ヶ寺は清須越とみられていた。事実、香樹院をとりまく寺院の歴史をみても、ほとんど清須越で浄土宗寺院ばかりである。

ところが、香樹院の南側にあった徳林寺は清須越でない。寺伝をみると、往古は真言宗で、後に無住国師を開山となして禅宗（臨済宗）となり九院の塔頭を有した。境内は東西十町余、南北十二町余の大境内地であった。しかし、享禄五年（一五三二）二月には一山が悉く焼失したため、永禄十一年（一五六八）には空舜祐諫が開山となつて浄土宗に改められ、熱田の正覚寺の末寺となつた⁸⁾。当時は仲ノ町あたりに所在したようであったが、それが白川町の南隣りの日出町へ移つたといわれる。

したがって、清須越でないことは事実であり、浄土宗となつて熱田の正覚寺の末寺になつたということは、香樹院が熱田の法持寺の末寺であることを考え合わせると、香樹

院も清須越ではなく、徳林寺周辺か名古屋の地にあった寺院ではなからうか。日出町、白川町に移転した後、その周辺に清須越の浄土宗寺院が配置されたと考えられるのである。

もう一点は洞仙寺との関係からである。洞仙寺は草創から現在地にあり、清須越でも熱田寺院でもない。明応年間（一四九二—一五〇一）の無本寺の寺院は許されない触が出たところから法持寺に依頼して末寺となり、月洲瑞香を開山に迎えた。香樹院は月洲の弟子によって建立され月洲を迎えている。当時の所在地は明らかにならないが、清須越ではない。

次に香樹院が清須越と考えられる理由をみると、光明院との関係からである。光明院は「由緒書」によれば、大永年中（一五二一—二七）に清須に開創された寺院である。

草創開山に香樹院と同じく月洲瑞香が勧請され、二世香山寅（漢）公は香樹院の実質の開山でもある。その関係から香樹院も光明院と同じく清須越と考えられるのである。

また、大運寺の「過去帳」をみると、最初に記されている人は元和元年（一六一五）十月二十日没の堀藤左衛門家

の女性である。慶長遷府の清須越によつて名古屋へ移転後、初めての葬儀であったと考えられる。

以上、香樹院は清須越かそうでないかの両説の理由をあげたが、『名古屋市史』社寺編七六八頁の徳林寺も六〇一頁の大運寺も清須越とは記されていない。徳林寺が清須越でないことは寺伝で明らかである。しかし、香樹院が清須越であるか、他の地域からの移転であるかを証明する確実な資料はみえない。そのため本稿では、安藤準成『名古屋金城寺院宝鑑』所収の「名古屋市寺院設立年度一覧表」や白川群寺院十九ヶ寺の「陳情書」などから清須越説をとつたが、これは仮説としておきたい。今後の研究により確認のできる資料を見出したところで、結論を出したいと考えている。

(1) 法持寺塔頭太虚院が天文十年（一五四二）に創建されたことは、『名古屋市史』社寺編六六四頁の「法持寺」でいう。

(2) 光明院の「由緒書」（名古屋市鶴舞中央図書館蔵『名古屋社記録集』三十一）、『名古屋市史』社寺編（大正四年七月 名古屋市役所）五八四頁の「光明院」などによるが、法

地再興に関する文書は光明院に所蔵している。

(3) 昭和十一年六月調査の「曹洞宗寺籍簿」の洞仙寺由緒や『名古屋市史』社寺編六四五頁の「洞仙寺」による。

(4) 月洲瑞香が義伝禪師を勅賜されていることは栗山泰音『總持寺史』（昭和十三年三月 大本山總持寺）二六七頁にもあげている。

(5) 光明院の「覚」は『名古屋社記録集』三十一に所収している。

(6) 「円通現住記及末山略考」にある円通寺の「末山輪番牌」に「前住」として名があげられている。

(7) 『御城下臨濟曹洞寺院由緒帳』（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）一一二頁にある元禄七年五月の香樹院「書上之覚」による。

(8) 『名古屋市史』社寺編七六八頁の「徳林寺」による。

二、法地再興期

龍源香澤が示寂した享保四年（一七一九）四月十五日以後の住持は雲堂白龍であろう。雲堂がいつから住持となったか明確な年次は不詳だが、延享三年（一七四六）四月に法持寺御役寮へ出した「覚」には、

寺内 東西四拾貳間式尺 坪数百八十七拾貳坪四歩
南北九拾間式尺 右式反九畝式拾四歩也

右之通先々代本寺え書出候由

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

覚 愛知郡南寺町

香樹院

御除地

境内式反八畝式拾歩

式反九畝式歩四厘

□申年相改米

右之通相違無御座候以上

延享三丙寅年四月 香樹院判

法持寺

御役寮

右之通現住雲堂代書出候

とあり、当時の香樹院の寺内、境内の広さが明らかになる。また、雲堂が当時の住持であったことも知ることができる。

翌四年（一七四七）四月には、香樹院が法地再興された。それは「過去帳」に記入された記事から明らかになるが、再興されるまでの経由は明確でない。ただ、「過去帳」には、

當院前住法地中興雲堂白龍和尚

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

とあり、実質の再興者は雲堂であったと考えられる。しかし、同じ「過去帳」には、

前永平
法持十四世 當院開法初祖義山淳孝大和尚

とあり、別の「過去帳」にも

法持十四世當山法地初祖義山淳孝大和尚

とあるところから、法地昇格後の初祖は義山淳孝かと思われる。ただ、「開法初祖」とあるのは法地に昇格させた初祖という意味ではなく、法地に昇格後の住職が義山淳孝の法嗣、あるいはその門下で受け継がれたことから初祖といわれるのである。なお、四月二十一日には義山淳孝が雄州亮契座元に伝法し、七月五日に伽藍法を伝授している。

宝暦五年（一七五五）九月には、山門が建立された。棟札の表半分には、

維時宝暦五乙亥龍舎九月吉日造宮焉

門寺宇建立勅請前永平香樹禪院現住二世雄州叟亮契誌

とあり、法地昇格後の二世であった雄州亮快が建立したのである。

では、法地初祖の義山淳孝についてながめてみよう。淳

孝は『永平寺前住牒』（大本山永平寺蔵）の宝永七年（一七二〇）八月三日項によれば、

正法寺萬瑞

淳孝和尚 尾州 洞仙寺

とあり、宝永七年八月三日に洞仙寺に借住して永平寺に出世した。正法寺（あま市上萱津）七世萬瑞永善の法嗣であったことが明らかになる。明治二十六年（一八九三）十一月に同寺二十七世武田泰道が記した正法寺の棟札の再建文によれば、享保五年（一七二〇）に本堂を再建している。また、喚鐘の銘には、

夫鐘之為器法器之長而能警晨昏能齊進止不 拔幽冥苦
驚長夢其夢其功德不可思議矣本州春日井郡小田井莊二
杖村佐吉嘗喜捨淨財鑄半鐘掛於堂前之鳴仏事或歲地大
震鐘墜於堂而彩敲破不勝施号令山野憾之傾衣鉢余以再
範焉啓迪禪誦利染祥生兼為蕪鐘檀主法名是山靜如信士
資助冥福莊嚴報地者也

厥銘曰

小形運鯨 不入海中 淹神堂上 震吼無窮 齊呼諸聖
普利群蒙 先誦吐月 報禪斯風 声雖不大 功敲洪鐘

敲妙心秘 鳴正法隆 毀々教体 刹々円通

尾州海東郡萱津村 正法禪寺幻寄 義山孝謹誌

享保八龍信癸卯仲秋 上澣日

尾州名古屋鍋屋町

冶工 水野太郎左衛門藤原孝政⁽²⁾

とあるところから、享保五年から八年にかけては正法寺住持(八世)として伽藍の復興に努めていたことを知ることができる。

元文三年(一七三八)五月十三(十五)日には法持寺十三世輪山東穀が示寂したため、その後董に転住したが、その年次は明確でない。寛延四年(一七五一)四月に法持寺十五世督宗淳董が記した法持寺大鐘の銘には、

自物留孫仏造巨鐘、劫初輪王、鎔範金鐘以降、為法器之雄者、其惟鐘乎、當寺開山示寂後、百有余年、大鐘未成、為闕典也、粵本州春日井郡、清須灰原氏、求他旧鐘、寄附之、時維慶長四己亥冬十月也、爾來年所悠久、而甕破声不遠震、聞者憫焉、依而當山十四世、義山和尚、雖有再範之志、衣資乏而不成、退隱後亦思而止、止而復思、幸當寺檀越、當所簾屋町、岡本氏清七

香樹院の草創と江戸期の大運寺(川口)

郎、法名円相本清居士、其妻法名円通妙貞大姉、或日相伴訪隱室、談及鐘之事、檀信感発、而即喜捨淨財、就于梟氏家、而開大爐鞴、營橐籥之役、鐘既円成、扨日簾篋也、仰冀憑這功德力、捨財善信、見聞眞俗、及情与非情、同証円通三昧、因請僦手山柄、為之銘文、乃掾歡嘉之筆、為之銘

厥銘曰

大白鐵漢 無舌吐詮 詮詮妙韻 徧應大千

警覺鬼畜 雲集聖賢 緩説五位 急唱三玄

吐音教体 清淨本然 円通福寿 累劫貞堅

全域功德 為淨邦蓮 簾蓬萊下 祝宝祚年

皆寛延第四龍次辛未孟夏十有五真

尾陽愛知郡熱田宮

白鳥山法持禪寺幻寄淳董謹誌

願主 十四世義山孝和尚

冶工

水野太郎左衛門

藤原孝政⁽³⁾

とあり、すでに寛延四年には法持寺を退董していたことが

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

明らかになる。義山は法持寺住持中に大鐘を備える志をもっていたが、残念ながら成らずに退隱後も再範を願っていた。そして、宝暦七年（一七五七）三月六日に示寂しているが、詳しい行歴は不詳である。受業の弟子には香樹院三世の智翁淳哲がおり、法嗣には法持寺十五世の督宗淳董、盛屋寺（名古屋市瑞穂区太田町）二世独翁淳喬、香樹院二世雄州亮契が⁽⁴⁾いる。なお、雄州は宝暦十年（一七六〇）十二月二十九日に示寂した。

翌十一年（一七六一）八月十三日には雄州より香樹院三世智翁淳哲に伽藍法を伝授していることが嗣書によって明らかになる。しかし、雄州は前年に示寂しているため授けることができない。そこで、八月二十三日に雄州に代って兄弟子の督宗淳董が香樹院の伽藍法を授けた。翌十二年（一七六二）三月二十三日には香樹院住持として總持寺に出世しており、二万四千七百二世であった。『總持寺前住牒』によれば、当日は尾張から四名が出世しており、淳哲の外に正福寺（名古屋市中区新栄）の牛童、久岑寺（名古屋市守山区大字上志段味）の貫道文周（九世）、長盛院（豊明市香掛町）の白龍がいた。

明和二年（一七六五）三月には、巨鐘と雲版を什具とした。巨鐘の銘には、

序

夫當山開闢以來伽藍既成法器畧備今所闕者唯巨鐘而已厥巨鐘也法器之雄而告涌報禪侶衆之器也豈可闕之乎雖然弔無力於出一隻手茲歲春募諸檀護泊有緣有志命鑄師橐鑰之功己圓成擇日懸之焉伏願 憑以功德力捨財善信見聞之真俗情与非情同證圓通三昧者也

銘曰

鐘之為容	肚裏靈空
若獅子吼	有蛟龍雄
一根觸處	五根齊融
警覺夢幻	普示圓通
萬行教體	十佛威風

懿哉其徳 累劫何窮

維時明和二龍舍^乙 西 三月吉日

東海道尾州名護屋城南寺町

大悲山香樹禪院

現住淳哲謹誌

鑄工 水野太良左衛門

藤原孝政

とあり、雲版の銘は

明和二歲^乙 西 三月吉日

大悲山香樹禪院常什

現住智翁哲叟代

鑄工水野太良左衛門

藤原孝政

とある。巨鐘は昭和十七年六月二十日に供出したが、戦後に残された廃品の山からみつき、香積院（名古屋市昭和区川名山町）の総代らが持ち帰って香積院の梵鐘となった。現在は香積院の観音堂二階に安置されているが、銘からみれば、香積院ではなく香樹院の巨鐘であったことは明白である。

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

翌三年（一七六六）七月には、淳哲が正眼寺へ「差出申一札之事」を出した。それには、

差出申一札之事

一 拙僧儀来亥之夏江湖興行仕候

本寺并諸旦方何れも納得仕何方にも

故障無御座候事

一 衆数七拾箇不足不仕間敷候事

一 首座方と賄賂囑叱取申間敷候事

右之趣猶違背仕宗門之御法度可

被仰付候為後證仍而如件

明和三年戊七月

南寺町
香樹院

淳哲 花押

正眼寺

御役寮

とあり、翌四年（一七六七）夏の江湖会を興行するにあたり、本寺及び檀家も納得し宗門の法度に違背していないという。江湖会が修行されたかは不詳であるが、残念ながら

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

淳哲は翌五年（一七六八）二月二十九日に示寂した。そのため無住となったが、同年七月に新造された「日牌帳」の末尾には、

大悲山香樹禅院現住斧重代調焉

と記されており、「斧重」と称する人物が当時の住持であったと思われる。しかし「斧重」についてはまったく不詳である。そのため本当に住持であったかは明確でない。

安永二年（一七七三）閏三月には、香樹院の衆寮にいた淳長（四世國全淳長）が正眼寺へ「指出申一札之事」を出した。それには、

指出申一札之事

拙僧儀當已冬愛知郡鳴海宿於瑞泉寺首座職被申付候僧臘之儀は寛延三元辰冬三州設楽郡下田村長養院海屋和尚之会中え致乍入候御條目之通不足無御座候依之香樹院無住に付本寺法持寺督宗和尚之以證翰致登山候右之趣偽於有之者宗門之御法度可被 仰付候為後證仍如件

安永二年

名古屋南寺町

巳閏三月

香樹院衆寮

淳長 印

正眼寺

御役寮

とあり、淳長は安永二年（一七七三）冬に瑞泉寺（名古屋市緑区鳴海町）の首座になったが、僧臘はすでに寛延元年（一七四八）冬に長養院（愛知県北設楽郡東栄町）十世海屋音壽の会に入っているため不足ではないという。そこで、当時の香樹院は無住であったため、本寺の法持寺住持の督宗淳董の證翰を持って登山するというのである。したがって、淳哲の示寂後は無住であったが、斧重は住持でなかったと思われる。

四世國全淳長はいつ頃に住持となったであろうか。伽藍法の嗣書によれば、安永三年（一七七四）十一月十八日に三世智翁淳哲より淳長へ伽藍法が伝授されている。しかし、すでに淳哲は明和五年（一七六八）に示寂しており、実際には行われていないはずである。そのため住持した確実な年次は明らかにならない。

(1) 棟札は、現在、正法寺本堂の東序室中に掛けられている。

(2) 正法寺の喚鐘銘は『甚目寺町史』（昭和五十年三月 愛

知県海部郡甚目寺町）五七八頁にあげている。

- (3) 督宗淳董の大鐘銘は『愛知県金石文集』上（昭和十七年七月 愛知県教育会）一四九頁にあげている。正法寺の喚鐘と法持寺の大鐘はともに尾張の鋳物師の水野太郎左衛門藤原孝政が鋳造している。孝政は水野太郎左衛門の長男の本家八代目で、明蓮寺鐘（元文五年）正覚寺鐘（宝暦四年）桜天満宮鐘（明和元年）誓願寺鐘（明和二年）なども作っており、元文年間（一七三六―四〇）から明和二年（一七六五）頃まで活躍した人と思われる（『東海鋳物史稿』（昭和四十二年九月 財団法人総合鋳物センター）十七頁）。

- (4) 『總持寺住山記』に、

通幻派
二萬四千七百二世 淳哲和尚 受業師義山和尚 尾州之
宝暦十二年三月二十三日
香樹院 嗣法師雄州和尚 住僧也

法皇派
二萬八千四百二十九世 獨翁和尚 受業師義山和尚 尾州之
安永九年庚子年八月二十四日
盛屋寺 嗣法師義山和尚 住僧也

とあるところから明らかになる。

- (5) 大真賢昭『妙聲綿々』（平成二十五年六月 般若臺・聚珍堂）二十八頁以下三十二頁に梵鐘のことが紹介されており、銘もあげられている。

- (6) 「差出申一札之事」は正眼寺文書第二七七九号である。

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

- (7) 「指出申一札之事」は正眼寺文書第二四九四号である。

三、香樹院から大運寺へ

『尾張志』の「大運寺」項によれば、天明五年（一七八五）十月二十四日に大悲山香樹院より法輪山大運寺と山号寺号を改めたとある。また、十一世素朴玄暉が昭和十八年九月に記した本堂の棟札にも、

天明五年吉田清左エ門中興開基トナリ義山淳孝和尚

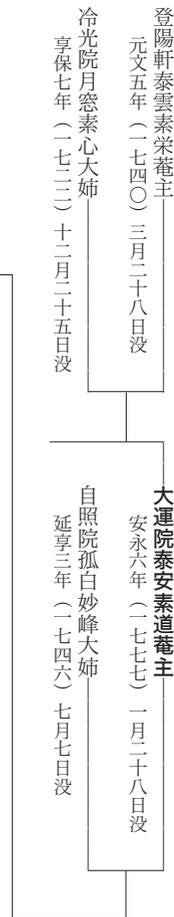
ノ時大修理セシモノナリ（記録ナキモ代々ノ伝言ナリ）とあり、天明五年に吉田清左衛門によって中興されたものと思われる。つまり、同年に中興されて山号と寺号を改めたのである。その頃の様子を知ることのできる資料がないため詳しいことは明らかにならないが、大運寺の「回向草紙」にある祠堂諷経の回向には、

當寺開基登陽院大運院法輪院冷光院自照院各々靈位

……

とあり、開基として登陽院（登陽軒泰雲素榮菴主、元文五年（一七四〇）三月二十八日没）大運院（大運院泰安素道菴主、安永六年（一七七七）正月二十八日没）法輪院（法

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）



輪院泰養素朴居士、天明八年（二七八八）六月十四日没）
 冷光院（冷光院月窓素心大姉、享保七年（二七二二）十二月二十五日没）自照院（自照院孤白妙峰大姉、延享三年（二七四六）七月七日没）の五人があげられている。すべて吉田清左衛門家の当主と夫人であるが、それを系譜で見ると右のようになり、吉田家は伝馬町に住んで尾張藩の陶磁器御蔵元であった。苗字帯刀を許され、蔵元総代を務め

たこともある家である。本書の付録に「大運寺中興開基吉田家系図」をあげておいた。『名古屋商家集』に収録された「明和安永頃御用達名前帳」によれば、明和四年（一七六七）の御用金納入者として金百両を納めている。屋号は「茶碗屋清左衛門」と称しており、尾張の富商であった。¹⁾そこで、法輪院（吉田清左衛門）は安永六年（一七七七）正月二十八日に亡くなった父の大運院（吉田清左衛

門」と母の自照院（延享三年（一七四六）七月七日没、吉田清左衛門内儀）の菩提供養のため、衰退していた大悲山香樹院を再興し、その中興開基とした。その時、寺号は父の院号の大運院に因み大運寺と改めたのである。^②一説では、「大運歓喜天」を祀ったことから大運としたともいわれる説もある。なお、大運院は「過去帳」によれば「自運院」となっているものもある。それは延享三年（一七四六）七月七日に亡くなった夫人が「自照院」であったところから、同じ「自」を使ったものと思われる。しかし、その他の「過去帳」はすべて「大運院」とあり、山号は自分の戒名の院号である法輪院から法輪山としたのであろう。その時の住持は四世の國全淳長であったと考えられる。寛政二年（一七九〇）五月に大運寺現住の國雄から正眼寺へ出した「差出申一札之事」^③には、

差出申一札之事

拙僧儀今度永平寺へ遂登山転衣仕度奉願候法臘之儀は去ル天明六年之夏羽州由利郡本庄於永泉寺に首職相勤御制法之通時代到来仕候依之嗣法師拙寺先住淳長長老之證翰を以登山仕候右之趣偽於有之は宗門之御法度に

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

可被仰付候為後證依如件

寛政二年□五月

名古屋南寺町

大運寺

現住

國雄花押

正眼寺

御役寮

とあり、永平寺で転衣することを願っている。それには法臘のことが述べられており、天明六年（一七八六）夏に永泉寺（由利本莊市給人町）で首座を勤めており制法の通りだという。そのため本師である先住の淳長の證翰をもって登山している。この一札から天明六年の大運寺の住職は國雄でなく、淳長が住職であったといえよう。

天明八年（一七八八）六月十七日には淳長が大泉國雄に伽藍法を伝授し、國雄は五世に就いた。その三日前の六月十四日には法輪院（吉田清左衛門）が亡くなっており、翌寛政元年（一七八九）十月には、息子の華岳良瑞居士が父の肖像画を作り、臥山静高^④に題を需めている。その題は、

孝子慈父写真影來乞題語於老柄老柄

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

知素朴居士垂三十年茲感平生志氣

乃打一偈以応其需

幾年參得別伝宗独坐清閑

慕古風幸有児孫能繼志藏身

露影白頭翁

己酉孟冬立春日

臥山靜高敬題

とある。^⑤

寛政二年（一七九〇）五月には、先にみたように國雄が永平寺で転衣しており、同三年三月には本寺の法持寺へ切支丹宗門僉議一札を出した。その「一札之事」には、

一札之事

當亥年切死丹宗門僉議當寺御旦方中并召仕迄相改候処

怪敷儀無御座候若不審成儀御座候は、早速可申達候為

後日一札仍て如件

寛政三年 亥三月

南寺町

大運寺 印

熱田

法持寺

御役寮

とある。また、同七年（一七九五）五月には開山堂の柱に、

靈根確固盤屈空劫外

金枝薜葱繁茂威音前

現住國雄敬書 印 印

と自ら揮毫した聯額を掲げており、月舟宗胡の「関」字額

（工匠塚本兵八作）も新しく掲げられた。その他、四代目

吉田善七の了現相無居士（天明七年（一七八七）四月六日

没）や大安玄樹居士（寛政五年（一七九三）二月九日没）

の供養のため燭台一對宛を新添しており、翌八年（一七九

六）七月には、野々村友八が得応円髓信士と自月妙白信女

両霊供養のため古井村東にある名古屋御新田所の地所を寄

附している。その文書には、

得應圓髓信士 元文五年申十月五日

自月妙由信女 元文二丁巳五月七日

覚

一名古屋御新田所は古井村東之所に御座候

年之御年貢米四合麦壹合五勺新田□□上納仕来候小

作とは三百文ツ、受取申候

右地所差上申候以上

野々村友八

此田地右為両靈之寄附有之候

寛政八^丙辰 七月

現住國雄代

再建國雄代

とある。なお、末尾に「現住國雄代」とあるが、その横に「再建國雄代」とあり、「再建」は大運寺本堂の再建か大運寺再興の意味か不詳である。

本堂の大間の聯は善篤寺（名古屋市千種区城山町）十八世の頓翁確悟が揮毫している。頓翁は天明七年（一七八七）九月二十一日に善篤寺へ入院しており、聯額には、

香樹森々 梅檀林獅子哮吼

大運摩々 法王利鳳皇來儀

頓翁^印

とあることから、香樹院より大運寺へ改号した天明五年十月以後と思われる。そのため頓翁が善篤寺に入院した後、國雄代に掲げたものではなかるうか。何れにしても、五世大泉國雄は伽藍を整備しつつあったことが明らかになる。

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

ところが、享和二年（一八〇二）四月に龍潭寺（名古屋市中川区野田）より要山黙宗が転住してきた。これは文化六年（一八〇九）二月に黙宗の新添した「過去帳」に記載された説である。その文中に「享和元^丙四月十四日晋山」と記されているところから、前年の享和元年四月十四日にあたりと思われる。しかし、誤記かもしれない。どのような理由から國雄は退董し、黙宗が五世となったのかは不詳であるが、歴住世代からも脱牌されたことは、余程の理由があったためであろう。ただし、その理由は明らかにならぬ。國雄の揮毫した聯額や什具の裏書きなどが多いことから國雄の功績はかなりあったものといえよう。

黙宗は「過去帳」によれば、地元⁸の愛知郡岩作邑の出身である。初め本亮院（日進市米野木町）五世に⁸住持した後、寛政三年（一七九二）四月十一日に龍潭寺十三世へ転住しており、龍潭寺住持時代の祠堂金の「施入覚」（『朝日向永代祠堂法名記』所収）には

黙宗代祠堂金施入覚

寛政三年^辛 四月十一日晋山

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

八月廿六日

一文金壹兩 為本室妙旨信女 名府傳馬町疊屋 源四郎母

廿六日

一 南鐐壹片 為空心禪定門 源四郎母之父也

八日

一文金貳分 為入法了覺信士 横井村 圓七死

八日

一文金壹分 為好雪童女 打出村

一文金壹分 為諸亡者 名府中下 坂野基内

右亡者十九日之所ニ志ス

三月八日

一文金壹分 為花顔妙香信女 打出村 彦八娘

十五日

一文金貳兩 為仙岳良慧居士 七友野 林吉内

一文金壹分 為梅讚童女慈雲童女 打出村 妙壽童女穉峯童女 西垣平藏

四日

一 青銅五拾疋 為禪外別宗居士 七友野 市郎右衛門

廿三日

一文金貳分 為頓覺禪了信士 下一〇 半六〇

廿七日

一 青銅五拾疋 為貞林浄心大姉 茶屋新田 傳右衛門

廿七日

一文金壹分 為雪光童女 名府中下 坂野甚助絲

十四日

一文金壹分 為一法貞心法尼 下一色村 安藏ヲ〇

十三日

一文金壹分 為清屋自浄信士 打出村 仲七事

外ニ文金貳兩二分當村之内田地而二石二斗五步目上ル

二日

一文金壹分 為一柏笑山居士 名古屋 西河源兵衛

十六日

一文金壹兩貳分 為長山榮昌信士 茶屋新田 慈岳妙榮信女 彌八兩親

二十日

一文金貳分 為本然了昧信士 五日 茶屋新田久右衛門

一文金貳分二朱 為大安明道信士 二日 下一色村賢了事

寛政十年七月廿二日

一 青銅三拾疋 為靈覺智妙禪尼 打出村忠助母

一 文金壹兩 榮屋久盛童子 打出村市郎右衛門
了夢禪童女 十八日

當村之内施主ヨリ田地ニ而上ル

八月十四日

一 文金壹兩 戒室妙受大姉 坂野甚内

十月四日

一 文金壹兩 桂屋智月信女 古茶屋忠岳衛内

一 文金貳兩 大栄妙壽大姉 坂野甚内

七月八日

十月廿九日

一 文金壹兩 現中端成信士 七反野新六

一 文金壹兩 本然了驂信士 二日 蟹江忠兵衛

五日

一 文金壹兩二分 正好活眼居士 打出市郎右衛門

當村内田地ニ而施主ヨリ上ル

花香淨蓮童子十六日

戒屋妙珠童女二十日

一指覺了童子廿二日

孤月了圓童子十三日

一 文金壹分 當村久田春澤郎

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

一 文金壹分貳朱 泰岳了春信女 十六日 七反野只助
一 文金壹了也 傳心知誰大姉 五日 巾下坂野甚内
一 同壹兩也 泰然妙安信女 九日 大當良村新岳衛母
一 爲一外全心信士 七日 七反野清八

銀貳朱

一 金壹分自聞良參信士 九月 打出久右衛門

とあり、約十二年間の住持中の祠堂金である。

享和二年五月には、黙宗が四世淳長より伽藍法を伝授されておられ、別の祠書には「前大運五世國雄」より「現住大運要山黙宗」へ伽藍法が伝授されている。大運寺時代の文化四年（一八〇七）二月には鐘樓堂を建立しており、その棟札には、

文化四歲丁卯

奉建立鐘樓堂一字山門繁昌祈攸

二月吉祥日

とある。同六年（一八〇九）二月には「日牌帳」を新添し、同八年（一八一二）十二月には、龍潭寺住持中に受けた祠堂地所の寄附について「差出シ申證文之事」を龍潭寺へ出している。それには、

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

差出シ申證文之事

拙僧龍潭寺住職之節其方御先祖方甚兵衛新田之内にて御祠堂地所御寄附有之候処野田村近隣之村方にて模寄之地所と振替相求置申度存念に付其段御申談之上右地所売払之下金子貳拾三兩拙僧慥に請取御預置申候然所其以後都合能地所無之候付右金子當寺え異転之後も拙僧慥に相預置右之利金龍潭寺え差遣靈前御供養不怠為仕申候就ては此度右之金子を以施主家模寄御存念之地所相求置被成度思召にて金子差戻候様御申有之成程拙僧他山仕無縁之地にて右金子御預申置候筋合無之候故直様御差戻シ申度候得共右金子利金を以靈前供養不怠仕不申候ては本意相欠申候に付則他向え貸附置候付右取立御返却可申候処借主來申之十一月迄延引仕候段達て相歎申候得者何卒來申十一月迄拙寺え御貸被下候様奉願上候右之日限には右金子を以今般御寄附之地所請戻し候て右之日限には急度御戻シ可申候為其證文依て如件

文化八年

大運寺

未十二月

證人 久平

本文大運寺預金之儀來申之十一月返濟之義万々一本文之通り違却之筋有之候は、私方右之金子急度返濟可仕候若々奥書相違仕相滞候は、我等控地所高四石目□□五反歩貴殿え御引取可被成候其節毛頭違背申間敷候為其御請合申所如件

熱田新田拾七番割組庄屋

吉左衛門

とある。なお、同年閏二月には客殿の鬼瓦に銘が記された。それには「三州小垣江村 瓦師清水與七、藤原政重工」とあった。この頃、客殿の改築があったのであろうか不詳である。

同九年（一八一二）三月には大運寺より切支丹宗門僉議につき、庄蔵とその妻子などが代々禅宗で大運寺の檀那であることの「一札」を尾張藩の役人へ出している。それは、

當申年切支丹宗門御僉議に付庄蔵并妻子掛り人共宗門御改被成候代々禅宗にて當寺旦那に無紛勿論切支丹宗門にて無御座候若御法度之宗門之由附人御座候は、拙僧罷出急度可申披候為其一札如件

南寺町禪宗

大運寺

文化九年 申 三月

鈴木多門治殿

神谷弥五左衛門殿

本間傳一郎殿

村瀬八郎右衛門殿

市岡藤太郎殿

加藤豊太郎殿

田崎吉太郎殿

須加井官一郎殿

磯谷貞一郎殿

とある。

同十一年（一八一四）夏には法華会を修した。その時、

白毫寺（名古屋市南区岩戸町）十三世の黄泉無著が内陣の

柱の聯に、

垂迹於招宝推較大口之願輪

現飢於片岡奪却豊聴之珍御

文化甲戌夏法華会自恣日書応素聴園主人黄泉 印 印

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

と揮毫している。同十三年（一八一六）には授戒会を行なっているが、その月日は不詳である。同十四年（一八一七）十一月二十二日には黙宗の母（光巖妙融信女）が亡くなっている。

文化四年（一八二二）五月八日には、帰山良元信士の永代読経回向料として金貳百疋を納めることを記した「祠堂財施入事」を施主に出している。十二月には秋葉山秋葉寺（浜松市天竜区春野町）より口演（申渡し書）が出た。それには、

口演

一 當山は從 東照大神君様御直筆之 御判物頂戴仕候に付、當山え古来より附属之外秋葉と名乗候儀相許不申候事

一 尾州宮宿圓通寺にて秋葉宮開帳と申建札致し候由に付、法中之好みヲ以穩便之沙汰にて為相止度役僧差出、且遠路之儀に付名古屋表護国院様相頼及掛合候処、建札は文字相改置何そ不都合之儀申居由、仍て秋葉之式字其外山法に抱り候儀一切不相成旨掛合中に御座候事

香樹院の章創と江戸期の大運寺（川口）

一 圓通寺ヲ當山取次所と被相心得候人々も有之趣大間違に候、是迄取次等相頼候事一切無之、且右寺當山に因縁少も無之候事

一 尾州御表におゐては當山之御供米取次所之儀は、名古屋石切町大運寺え相頼置事

一 青物野菜るい其外品物奉納取次所之儀は、重立候講中方并出入之衆中御座候間、護国院様并に大運寺様え御問合可被下候 以上

巳十二月

秋葉山

執事

とあり、秋葉寺は徳川大神君様より「秋葉」と名乗ることが許されており、他寺は一切許されていなかった。それは秋葉信仰が広まるとともに、秋葉寺との間で「秋葉」の名称の使用をめぐることの対立が生まれていた。尾張の円通寺（名古屋市熱田区神宮）が秋葉宮開帳の建札をあげているため、それをやめさせようとして役僧を出した。しかし、遠路のため護国院（仁王山護国院、現在の永平寺名古屋別院、名古屋市東区代官町）へ頼み掛合っている。また、円通寺を秋葉寺の取次所と思っている人がいるが、そ

れは大間違いで、秋葉寺からは頼んでおらず関係のないことをいっている。尾張の御供米取次所は大運寺へ頼んでおり、その他の青物野菜などの取次も護国院が大運寺へ問合せするよう申渡している。したがって、当時の大運寺は秋葉殿があり、三尺坊を祀っていたことが明らかになる。

同六年（一八二三）には典座寮の北側の三畳分を建立しており、九月七日には俊芳大靈に伝法した。なお、黙宗は生前中に弟子を亡くしている。龍潭寺及び大運寺の「過去帳」によれば、大雲黙仙首座（享和元年（一八〇一）九月朔日示寂、一説・寛政十二年（一八〇〇）九月一日示寂）祥山凌雲和尚（文政元年（一八一八）五月十四日示寂）仏智義宗首座（文政四年（一八二一）七月二十日示寂）らがあり、黙宗の遷化後は黙翁魯恭和尚（天保五年（一八三四）三月十四日示寂）がいた。そして翌七年（一八二四）八月十二日に世寿六十六歳で示寂している。

(1) 林董一『名古屋商人史』（昭和四十一年七月 中部経済新聞社）一二五頁以下にあげている。

(2) 『名古屋市史』社寺編（大正四年七月 名古屋市役所）

六〇一頁の大運寺項の吉田清左衛門は登陽軒泰雲素居士となつてゐるが、大運院泰安素道庵主の誤りである。

(3) 「差出申一札之事」は正眼寺文書第二九一四号である。

(4) 臥山静高は長栄寺十一世、大光院十九世、万松寺二十四世で、伝記は『名古屋市史』人物編第二(昭和九年五月名古屋市役所)五七三頁に紹介されている。

(5) 法輪院の肖像画は伊奈一弘氏(名古屋市西区城北町三一〇一)が所蔵している。

(6) 國雄の聯は現在、開山堂に掲げられているが、旧伽藍ではどこにかけられていたか不詳である。また黄泉無著揮毫の内陣の柱の聯も以前に掲げられていた所は不明である。

(7) 頓翁確悟の語録である『松山稿雜録』(大府市長草町・地藏寺所蔵)による。

(8) 本亮院については『日進町誌』本文編(昭和五十八年三月 日進町役場)四四四頁に紹介されている。

(9) 秋葉山秋葉寺よりの口演(申渡し書)は『愛知県史』資料編15近世1 名古屋・熱田(平成二十六年三月 愛知県)四六五頁にあげられている。

四、大運寺と風外本高

六世俊芳大靈は文政六年(一八二三)九月七日に黙宗より伝法した。その後、同八年(一八二五)十一月一日には

香樹院の草創と江戸期の大運寺(川口)

黙宗より伽藍法を伝授されている。同十一年(一八二八)二月一日より四月一日までは秋葉寺(浜松市天竜区春野町)の御開帳にあたり、秋葉寺の銅瓦の寄進を願っている。すでにみたように、文政四年(一八二二)十二月に申渡された口演によつて明らかになつたが、大運寺は尾張の御供米取次所であつた。そのため「銅瓦寄進帳」が出され、それには、

銅瓦寄進帳

遠州 秋葉山知事

尾州名古屋石切町

御供米取次所

大運寺

一銅瓦壹枚に付 代六匁ツ、

右銅瓦五枚以上奉納之御方えは

御前直筆の火の用心進申候

勸物等の儀は御登山の節御持參

可被下候

とあり、銅瓦五枚以上の奉納者へは秋葉寺住持直筆の「火

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

の用心」を進呈するという。

同十二年（一八二九）七月には、十六護法善神像（表装平野喜兵衛貞良寄附之、来紙寄附大靈、表装山月堂工）を什物とした。また、同十三年（天保元年・一八三〇）十二月には、典座寮の椀五十人前を川向の五家が寄附しており、翌天保二年（一八三一）には、本堂前と尋盛寺（現在・名古屋市中種区城山新町）との境に高壁を長さ二十五間建てている。さらに、同五年（一八三四）十一月に大靈は黙耕靈庵上座へ伝法した。

同八年（一八三七）は大運寺で雨安居、冬安居の結制が行われた。その助化師（西堂）には、香積寺（豊田市足助町）の風外本高が請されており、十一月十日に行われた尸羅会の登壇で、黙耕靈庵上座が菩薩戒血脈を授与されている。当時の風外は随身の無関禅透らの請により、洞仙寺（名古屋市中区伊勢山）や観音寺（名古屋市区見玉町）で『碧巖録』を提唱していた。大靈も聴講していたかと思われるが、どのような縁から風外を西堂に請じたかの詳しいことは明らかでない。

風外は十月に、大運寺の結制の盛徳に祝賀を贈った。本

資料は平成二十七年十月に開催された「出雲の風外さん」展で初めて公開されたものであった。それには、

丁酉春夏之飢饉天下之所苦也、獨有我大運靈公禪師、不屈志夏大会焉。冬結制焉、安也亦不為不多而偶遭秋田大熟得二輪相轉、誰敢無感其積善之應本高執役西堂、歡喜易自勝遂呈一偈以奉賀其盛徳云爾。逢飢饉歲不愁貧、雨雪安居轉法輪、穀大熟兮開大運、靈臺愈見徳光新。

天保八年丁酉孟冬

香積風外九拜稿

とあり、天保八年の春から夏にかけては、飢饉で大変な時期であった。しかし、大靈の志は屈せず、雨安居の大い、冬安居の結制を無事に務めており、その苦勞を偲び祝っているのである。

これによって明らかのように、当時は飢饉で、特に前年の七年春には、天候が不順であり、晴天は続かず雨の日が多かった。八月まで雨が降り、曇天の日が多く、土用になっても寒さが感じられる日が続いた。そのため稲の育ちは悪く凶作であった。しかもそこに大暴風雨が襲っており、損害は大きかった。米価も暴騰し、それに苦しむ農民

による一揆も勃発していた。⁽¹⁾なお、三月二十九日には中興開基の法輪院（吉田清左衛門）の次男で、出家して護国院（現在の永平寺名古屋別院）二世黙室良要の法嗣であった霊樹貞山和尚が亡くなっており、西堂寮にいた風外は、その示寂を知って追悼の偈を述べている。それは、

貞山和尚者 黙室禪師之神足最靈利漢也 近遊京師頗勤於照心以為叢林又得一大樹哀哉 茲年丁酉春病而歸金城以三月二十九日寂焉 可謂可惜也 已及埋遺骸於大運寺塔園也 偶逢余留錫于西堂寮而以其為舊 相識 應請得執之鑿子洒說偈云

不愛洛陽春邑好籃輿 得二忽還鄉還鄉一曲 無人會更向那邊便獨行

香積風外老衲應覓書

とあり、風外の語録の『烏鶴樓高閑録』にも、

寄貞山長老在京師

金鱗城外知音少 金鱗城外 知音少なり
行路無三人相與携 行路 人の相いともに携うるなし
霜氣頻催秋日暮 霜氣頻りに催す 秋日の暮
爲君遙望白雲西 君が為に遙に望む 白雲の西

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

と、絶句を寄せているところから旧知であったようである。西堂寮にいた風外は、十二月に『便吟證道歌』の序を記した。それによれば、当時は『證道歌』の訓みが乱れており、風外は善本を作ろうとしていたところ、隨身の無閑禪透が施財を出したため、唱えやすい小型本として『便吟證道歌』を刊行したのである。ただし、それは漢語に返点などを付したただけのものであった。同じく十二月八日には、出山釈迦図を書写し贊を付した。贊は、

萬劫千生三有夢、一朝警覺出山來、同時成道未歌了、笑殺路傍寒岸梅。

丁酉臘八慎寫於大運精舍西堂 香積風外

とある。風外の出山釈迦図はその他にもみえるが、大運寺にはこの出山釈迦図の原図と思われる軸を所蔵している。まったく同じスタイルの釈迦図で、右下部分には、

歲在丁巳晚穉之日 透外居士春鶴謹寫 印

と、書写した人や年月日が記されている。干支の「丁巳」から寛政九年（一七九七）九月に浮世絵師の勝川春鶴が書写したものと思われる。春鶴の生没年次は不詳であるが、勝川春艶と同様に寛政期に活躍していた人である。⁽³⁾

なお、大運寺には風外が跋文を記した『観音普門品』を所蔵する。これは香積寺の開基で、足助藩主であった本多家の本多対馬守忠興が、天保五年に駿府城を警護する駿府加番に任じられたため、先祖の追福と本多家の武運長久を祈願して風外に奥書を頼み印施したものであった。

このように大運寺は、天保八年の結制に風外本高を西堂に招いたが、風外の研究の最初である藤本黙仙『風外』（昭和二十四年六月 大蔵出版株式会社）の「風外本高禪師年譜」では、天保九年（一八三八）春に「名古屋大運寺の結制に応請」とあり、天保八年の項には「香積寺に九十餘員の雲衲と枯淡に甘んじて参禅学道す」とあるだけで、一年のずれがみえる。それは同書が昭和六十二年に改訂版（昭和六十二年三月 風外発刊委員会）が出され、その口絵に風外が揮毫した「示衆於大運寺」が掲げられた。末尾に「戊戌臘八静坐中示衆 西堂 風外老衲」とあり、西堂を務めた風外が記している。しかし、干支は「戊戌」とあり、天保九年である。天保九年は正法寺（あま市上萱津）の冬安居結制で、その西堂に招請されている。そのため口絵のキャプションの「示衆於大運寺」は誤りで、正法

寺での示衆が正しいのである。その後の展覧会での図録は藤本氏の誤説がそのまま踏襲されており、平成二十七年十月に開催された「出雲の風外さん」展で、雲南市木次町の洞光寺に所蔵する「大運寺安居 応量器図」が新しく見出されたことにより、大運寺の結制は天保八年であったことが確認できたのである。しかし、残念ながらその図録に所収している「風外本高略年譜」でも旧説の天保九年のままであった。

同十一年（一八四〇）十一月十三日に法輪院（吉田清左衛門）の長男である華岳良瑞居士が亡くなった。文化五年（一八〇八）には二三〇両を尾張藩の御用金として納入しており、陶磁器の御蔵元として全盛期の頃であったろう。そのため居士の肖像画に大霊が賛を贈っており、それをあげる、

不待威音空知春

雨晴良瑞綻華唇

毘嵐一夜忽吹倒

大地茫茫落葉頻

法輪山主人大靈録

とある。同十五年（一八四四）には正月六日に弟子の獅狛大英首座が示寂しており、二月二十一日には豊隨大年に伝法した。弘化二年（一八四五）七月五日には弟子の同志泰交和尚が示寂した。「過去帳」には「濃州高畑萬久寺而死」とあり、兄弟弟子の豊隨大年が住持していた萬久寺（岐阜県加茂郡富加町）で亡くなっているのである。「過去帳」により示寂年次が弘化三年（一八四六）と記されているものもある。ただし、萬久寺の歴住世代には入っていない。

嘉永二年（一八四九）には、六月十一日に弟子の鉾州大鼎上座が示寂しており、八月には十六羅漢画像（十六軸）、釈迦、文殊、普賢画像（三軸）を所蔵することになり、十六羅漢像は秋葉寺四十一世の任柱泰礎によつて点眼された。そして安政二年（一八五五）二月二十一日に、大靈は大年へ伽藍法を伝授した。おそらく大年はこの年に大運寺七世に就いたものと思われるが、萬久寺十二世から転住したのであった。萬久寺は九世龍山仙靈（天保三年（一八三二）閏十一月十八日示寂）が龍潭寺十四世、十世貫道全中（天保十四年（一八四三）十二月十五日示寂）は妙覚寺

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

（名古屋市熱田区白鳥）六世であるところから同法系の法類寺院であった。しかし、大年の行歴は不詳であり、安政七年（一八六〇）二月二十四日に弟子の堪應大忍上座が示寂し、大年も文久二年（一八六二）六月六日に示寂した。

その頃、八世に就いた黙耕靈庵は文久元年（一八六一）に宝林寺（各務原市下切町）の智燈の冬安居結制で首座を務めている。しかし、現在の宝林寺歴住世代には智燈に該当する人がいない⁵⁾。文久三年（一八六三）五月十八日には六世俊芳大靈が示寂している。慶応元年（一八六五）八月には、翌年二月二十五日に大運寺で開かれる詩歌連俳書画会への出品募集案内が出た。会主は中興開基吉田家の末裔である平野泥江であった。泥江は本名を為蔵といい、山本梅逸に画を学び墨竹の大家であった。その募集案内をみると、

補助	海内四方諸名彦	於尾張名古屋
		南寺町大運寺
	詩歌書画会	会主
	連俳	平野泥江
	丙寅二月廿五日	西江
	不論晴雨	

治世之有文華猶銀碗盛雪不足尚也已當夫血才汗馬之日乃
右文教是漆桶生華者候泥江翁今得有翰筆之拳嗚呼時哉

慶心紀元陽復月 鐵山小原寬識

道學先生氣絕倫妙在顛脫爛頭中文章博士才罕匹要當提起
大手筆將門之將武門武猶歌舞家於歌舞飲徒博徒禪学徒詞
章徒各有形模劉伯倫以天為幕口彦道嗚雉為盧王維摩詰李
商隱語不涉禪無詩無詩理禪理同一趣也宜推及画工夫拳世
仍多口薄徒是南非北論區區水墨緒墨參其妙何忒倪黃与米
蘇我聞蘇竹來書法米家山亦得之書書法画法同一理末学之
弊紫奪朱二李宗派誰汨郭熙馬袁趙伯駒南宗温雅其弊薄
北宗剛直其弊粗誰承二弊能拔俗画家禪亦墮野狐譬之論詩
兮唐宋巖羽偏見招聚訟独有荊関与沈文捏南北宗為一丸泥
江老子善墨竹夙有天下絶倫目將門武門微一揮賤如歌者感
一幅時際右文張雅筵募他書画供展觀博士先生衆徒弟滿天
下不乏其人嗚呼滿天下不乏其人

乙丑至日 春濤森魯直作詞 竹外野邨叙書

予夙有墨竹癖醉揮醒写楽以忘憂嗜好之甚所知世間四
方麴至誅求不已乃挾焉得由優遊於文雅諸賢之際矣嗚
乎令大平余沢哉安得不思涓埃之報乎乃欲以丙寅二月
廿五日設一大會於城南精舍以鳴太平盛事焉伏乞海内
諸賢鍾櫜懷惻蘇竹米山各逞其所長相投以補助此拳焉

竊聞世間或有陽藉焉以陰射利之徒矣予豈其然抑合有
期予也幸得瓊琚之賜則待善賈而沽之所得之質必不蔽
於己欲奉諸神明而祈国家安寧以報太平德沢焉所以有
此拳也海内諸賢幸諒焉

乙丑仲秋 会主 尾張泥江平野貞章識謹白

男 西江書

京四糸	順祥堂	肥後	劉雲祥	伊七津	停雲舎	ナゴヤ	本屆補助	本町	東壁堂	本町	揮雲堂
同	岩路町	鳩居堂	豊後	讃岐屋	職付	三島	本屋文吉	同	不朽堂	長町	方聚堂
大坂	文麗堂	加刺	松浦善助	遠州	榮壽堂	三州	開益堂	同	慶雲堂	中六町	成文堂
八日町	扇面亭	豊後	扇屋七	三浦吉田	宋文堂	子名	橋屋	同	橋左堂	長者町	豊原堂
魚子	高橋讀	山勢	清可堂	濃州	竹洲亭	同	長兵衛	同	晚香堂	古渡	三松堂
八日町	高橋讀	山勢	清可堂	濃州	竹洲亭	同	長兵衛	同	晚香堂	古渡	三松堂

豊原堂刀

とある。翌二年二月二十五日に会は開かれたが、^⑥展集所
(出品取次)は仙台、江戸、京都、大坂、新潟、金沢、長
崎、豊後府内と全国に広がり、名古屋城下では東壁堂、不
朽堂、慶雲堂などの本屋が集所となっていた。なお、この
書画会について細野要斎は、『感興漫筆』三十四に「泥江
は富豪なる故、金錢を散じて名を求めんとす。技は中年を過
れども進まず、俳諧家の而後の党なり」と某人がいつてい

ることを記している。

九月には佐藤勘助が手水舎の「漱水」と彫られた石を寄贈した。また、同四年（明治元年・一八六八）七月二十五日には七世豊隨大年の弟子即法大乘上座が示寂しており、同七年（一八七四）六月二十四日に靈庵は示寂した。俗姓を辻氏と称しており、茶毘式は大導師が法持寺の白鳥鼎三、奠茶師陽秀院、奠湯師龍潭寺、鎖龜師松福寺、起龜師天寧寺（ただし代僧は東連寺）であった。

(1) 特に風外本高が住持していた香積寺周辺の飢饉の様子は『足助町誌』（昭和五十年四月 愛知県東加茂郡足助町）三七一頁以下、『松平町誌』（昭和五十一年一月 豊田市教育委員会）三一頁以下、『豊田市史』二巻近世（昭和五十六年三月 豊田市）六五五頁に紹介されており、天保七年の凶作と物価暴騰による加茂一揆をとりあげている。

(2) 風外の書写した出山釈迦図は巖王寺（田原市赤羽根町、文政十二年）、香積寺（豊田市足助町、天保四年）、吹原弦彦氏蔵（『愛知県奉讃会記念畫集』（昭和九年十二月 釈尊降誕愛知県奉讃会）所収、天保九年）にも所蔵するが、すべて絵図は異なっている。

(3) 勝川春鶴は、井上和雄『浮世絵師伝』（昭和六年十月

香樹院の草創と江戸期の大運寺（川口）

渡辺版畫店）八十九頁、千野武雄『浮世絵の画人伝』（昭和五十六年六月 展望社）にあげられている。

(4) 『風外本高展——人と画と——』（平成二十年一月 豊田市教育委員会）、小原智司『三河 風外本高墨蹟集 虚心坦懐』（平成二十六年六月 思文閣）、『出雲の風外さん』（平成二十七年十月 出雲文化伝承館）などの年譜に踏襲されている。

(5) 智燈は『曹洞宗岐阜卓院名鑑』（平成十四年十二月 曹洞宗岐阜卓務所）三十八頁の「興聖山宝林寺」項の世代にはいない。

(6) 募集案内は『愛知県史』資料編15（平成二十六年三月 愛知県）六九三頁にあげられている。

(7) 『感興漫筆』三十四（昭和三十七年七月 『名古屋叢書』第二十二巻 名古屋市教育委員会）一一三頁にある。